

令和8年第3回港区議会定例会 提出予定案件

港 区

令和8年第3回港区議会定例会提出予定案件一覧

区長報告4件

区長報告第11号	専決処分について（東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更）	4
区長報告第12号	専決処分について（港区立芝公園管理事務所新築工事請負契約の変更）	5
区長報告第13号	専決処分について（和解）	6
区長報告第14号	専決処分について（損害賠償額の決定）	7

議案41件

議案第 69号	港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	8
議案第 70号	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	9
議案第 71号	港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	10
議案第 72号	令和8年度港区一般会計補正予算（第2号）	11
議案第 73号	令和8年度港区介護保険会計補正予算（第2号）	11
議案第 74号	令和7年度港区一般会計歳入歳出決算	11
議案第 75号	令和7年度港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算	11
議案第 76号	令和7年度港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算	11
議案第 77号	令和7年度港区介護保険会計歳入歳出決算	11
議案第 78号	工事請負契約の承認について（浜松町一丁目地区電線共同溝整備工事）	12
議案第 79号	工事請負契約の承認について（港区芝園橋際公衆便所新築工事）	13
議案第 80号	工事請負契約の承認について（南麻布三・四・五丁目道路整備工事（歩道改良等））	14
議案第 81号	工事請負契約の承認について（旧港区南麻布三丁目保育室解体工事）	15
議案第 82号	工事請負契約の承認について（港区みなとリサイクル清掃事務所防水等改修工事）	16
議案第 83号	工事請負契約の変更について（港区立御田小学校新築工事）	17
議案第 84号	物品の購入について（港区立みなと芸術センター舞台照明機器等）	18
議案第 85号	指定管理者の指定について（港区立狸穴公園等）	19

議案第 86号	指定管理者の指定について（港区立円通寺坂公園等）	21
議案第 87号	指定管理者の指定について（港区立芝浦公園等）	23
議案第 88号	指定管理者の指定について（港区立大平台みなと荘）	25
議案第 89号	指定管理者の指定について（港区立産業振興センター）	26
議案第 90号	指定管理者の指定について（港区立三田いきいきプラザ等）	27
議案第 91号	指定管理者の指定について（港区立南麻布いきいきプラザ等）	28
議案第 92号	指定管理者の指定について（港区立赤坂いきいきプラザ等）	29
議案第 93号	指定管理者の指定について（港区立豊岡いきいきプラザ等）	30
議案第 94号	指定管理者の指定について（港区立特別養護老人ホーム白金の森等）	31
議案第 95号	指定管理者の指定について（港区立特別養護老人ホーム港南の郷等）	32
議案第 96号	指定管理者の指定について（港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂等）	33
議案第 97号	指定管理者の指定について（港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター等）	34
議案第 98号	指定管理者の指定について（港区立台場高齢者在宅サービスセンター）	35
議案第 99号	指定管理者の指定について（港区立北青山高齢者在宅サービスセンター等）	36
議案第100号	指定管理者の指定について（港区立神明保育園）	37
議案第101号	指定管理者の指定について（港区立東麻布保育園）	38
議案第102号	指定管理者の指定について（港区立赤坂子ども中高生プラザ等）	39
議案第103号	指定管理者の指定について（港区立高輪子ども中高生プラザ）	40
議案第104号	指定管理者の指定について（港区立神明子ども中高生プラザ）	41
議案第105号	指定管理者の指定について（港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ）	42
議案第106号	指定管理者の指定について（港区立芝浦アイランドこども園）	43
議案第107号	指定管理者の指定について（港区立障害保健福祉センター分館）	44
議案第108号	指定管理者の指定について（港区立公衆浴場ふれあいの湯）	45
議案第109号	指定管理者の指定について（港区立区民斎場やすらぎ会館）	46

追加議案1件

港区監査委員の選任の同意について	47
------------------	----

(参考)

区長報告 4 件		
専決処	4 件	内訳 工事請負契約の変更 2 件 和解 1 件 損害賠償額の決定 1 件

議 案 4 1 件		
条 例	3 件	内訳 一部改正 3 件
予 算	2 件	内訳 令和 8 年度補正予算 2 件
決 算	4 件	内訳 令和 7 年度歳入歳出決算 4 件
その他	3 2 件	内訳 工事請負契約の承認 5 件 工事請負契約の変更 1 件 物品の購入 1 件 指定管理者の指定 2 5 件

追加議案 1 件		
人 事 案 件	1 件	内訳 監査委員の選任の同意 1 件

令和8年第3回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第11号

【総務部契約管財課】

専決処分について（東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更）

本件は、東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和8年7月3日

【変更内容】

○契約金額 33億941万4,860円
 → 33億7,372万1,680円
 （6,430万6,820円増額します。）

【変更理由】

- ①工事請負契約書約款のインフレスライド条項を適用したため
- ②公共施設棟の新築工事において内装材として使用する協定木材※の調達先が決まり、木材の材料費、運搬費等の額が確定したため
- ③コンクリート構造物等の地中障害物が確認されたことに伴い、新たに撤去工事を行ったため

※協定木材とは、区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出された木材をいいます。

【契約の相手方】

港区芝五丁目6番1号
奥村・三木・八千代・三晃・大建
異業種建設共同企業体

- 当初契約を議決した議会
令和6年第2回定例会
- 契約変更を報告した議会
令和7年第2回定例会
令和7年第4回定例会

【工事場所】



専決処分について（港区立芝公園管理事務所新築工事請負契約の変更）

本件は、港区立芝公園管理事務所新築工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和8年8月3日

【変更内容】

- 契約金額 1億9,572万3,000円
 → 2億471万1,100円
 （898万8,100円増額します。）
- 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年9月25日まで
 → 契約締結の日の翌日から令和8年12月25日まで

【変更理由】

①契約金額の増額

- ・がれき等の地中障害物が確認されたことに伴い、新たに撤去工事を行ったため
- ・安全性の向上のため、ガラスの飛散防止フィルムの貼付並びに自動ドアの防護柵及びトイレ手洗い場の照明の設置工事を追加したため

②契約金額の減額

- ・地中にある既存の電気ケーブル等を再利用することとしたため
- ・男子トイレ及び女子トイレの大便器を壁掛式から床置きに変更したため
- ・協定木材の使用箇所を不燃対応が不要な箇所に変更したことから、不燃処理をした木材の使用を取りやめたため

③工期延長

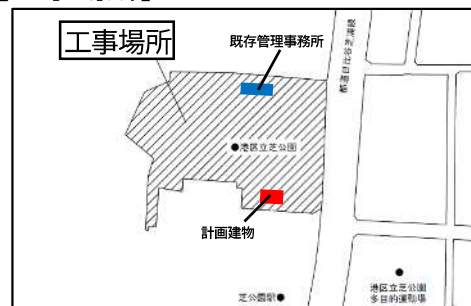
- ・石油由来の塗料、断熱材等について予定どおり調達することが困難になったことから、調達に必要な期間を確保したため

【契約の相手方】

港区新橋五丁目33番8号
 株式会社長沼組東京支店

○当初契約を議決した議会
 令和7年第4回定例会

【工事場所】



区長報告第13号
専決処分について（和解）

【総務部総務課】

本件は、清掃車の交通事故の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

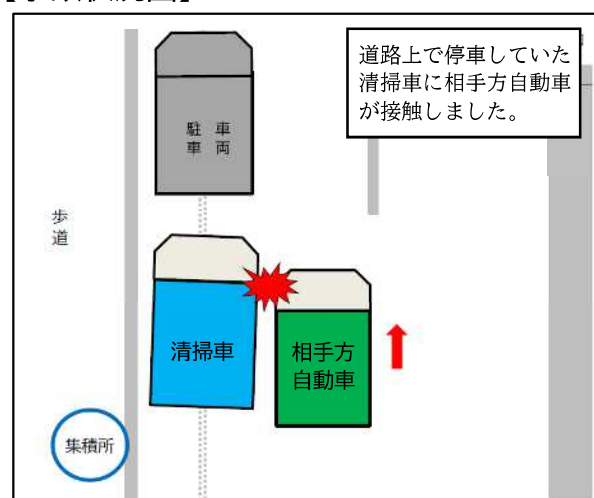
【専決処分をした日（和解した日）】

令和8年8月4日

【概要】

令和8年3月7日、港区三田二丁目7番先の国道1号道路上において、相手方（株式会社）が所有する普通乗用自動車が行き止まりの道路に進入したところ、道路左側に停車していた区の清掃車に接触した交通事故により、清掃車が損傷を受けた損害について、和解により本件事件の早期解決を図ることとしたものです。

【事故状況図】



【損害の状況及び損害額】

清掃車の右サイドミラーが損傷しました。これに伴う損害額は次のとおりです。

区：1万2,623円

【責任の割合】

区：0% 相手方：100%

【和解事項】

○相手方は、区に対し、1万2,623円の支払義務があることを認める。

○区は、その余の請求を放棄する。

○区及び相手方は、区と相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、区道上のくぼみで沈んだ車体が道路の舗装と接触したことによる車両損傷事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年8月24日

【概要】

令和8年7月4日、港区南麻布五丁目6番先の特別区道第1,040号線道路上において、相手方（合同会社）が所有する普通乗用自動車が行っていたところ、周囲の路面より約10cmくぼんでいる雨水ますの上を通過した際、相手方自動車の車体が沈み、前部左側のバンパーが道路の舗装と接触し、損傷した車両損傷事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方自動車の前部左側バンパーが損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：66万円

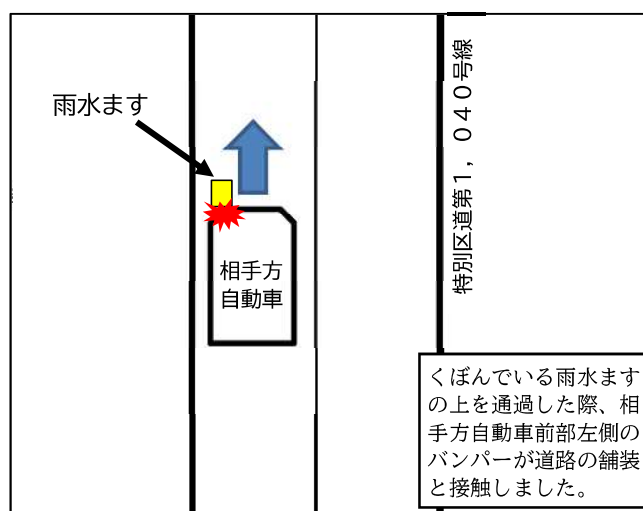
【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

66万円

【事故状況図】



港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

本案は、サウナ施設における安全対策のための設備基準等を定めるものです。

【条例改正の背景】

令和 7 年 12 月 15 日に赤坂地区のサウナ施設で発生した死亡事故を受け、サウナ施設の利用者の更なる安全を確保するため、旅館等及び公衆浴場に設置されるサウナ施設について、必要な設備基準等を定めます。

【条例改正の内容】

(1) サウナ施設の設備基準として、以下の基準を定めます。

- ア サウナ施設の適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
 - イ サウナ施設内の状況が容易に確認できる窓その他の装置を設けること。
 - ウ サウナ施設内の入浴者が使用しやすい場所に非常用ブザーを設置すること。
 - エ 非常用ブザーについて、定期的に点検を行うとともに、サウナ施設の使用中に作動確認を行うこと。
 - オ サウナ施設の扉は、内部から容易に開放できる構造とし、ラッチその他の入浴者がサウナ施設内に閉じ込められるおそれのある設備又は装置を設けないこと。
- (2) 事故の発生時その他の緊急時に迅速に対応できる体制を整備することを義務付けます。

【施行期日】

公布の日

※既存施設のうち (1) ウからオまでの基準を満たさないものは、ウ及びエは令和 9 年 9 月 30 日まで、オは同年 3 月 31 日まで適用を猶予します。

議案第70号

【子ども家庭支援部子ども政策課及び 保健福祉支援部障害者福祉課】

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、児童福祉施設の設置者等が講ずる児童対象性暴力等の防止に係る措置を義務付ける基準を定めるものです。

【法令改正の背景】

教育・保育などの子どもに接する場での、子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称「こども性暴力防止法」）が制定されました。

これに伴い、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童福祉施設の設置者等に対して、児童等と接する特定の業務の従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務付ける基準を追加する省令等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

児童福祉施設の設置者等に措置の実施を義務付ける基準として、児童等と接する特定の業務の従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを定めます。

【施行期日】

令和8年12月25日

【改正する条例一覧】

1	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2	港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
3	港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
4	港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
5	港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
6	港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
7	港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

本案は、個人番号カードの提示による医療費の助成を可能とするものです。

【条例改正の背景】

国は、医療DX推進のため、個人番号カードを活用した情報連携を実現するためのシステムとして「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）」（以下「PMH」という。）を構築し、全国の自治体及び医療機関等にPMHへの接続を促しています。

PMHを活用することにより、自治体が実施する医療費助成について、個人番号カードによる受給資格の確認が可能となります。これにより、PMHに対応している医療機関等では、紙の医療証を持参しない場合であっても、個人番号カードを提示することで、医療費助成の受給資格の確認を受けることができるようになります。

このため、個人番号カードを医療費助成の医療証として提示した場合においても、医療費の助成を行うことを可能とするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

医療費助成の受給資格を確認できる個人番号カードを提示して医療に関する給付を受けた場合においても、医療費の助成を行うこととします。

【施行期日】

令和9年4月1日

**議案第72号・第73号
令和8年度補正予算**

【企画経営部財政課】

議案第72号

令和8年度港区一般会計補正予算（第2号）

議案第73号

令和8年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

**議案第74号～第77号
令和7年度歳入歳出決算**

【会計室】

議案第74号

令和7年度港区一般会計歳入歳出決算

議案第75号

令和7年度港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

議案第76号

令和7年度港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算

議案第77号

令和7年度港区介護保険会計歳入歳出決算

工事請負契約の承認について（浜松町一丁目地区電線共同溝整備工事）

本案は、浜松町一丁目地区電線共同溝整備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 工事区間長 443.36m
管路部^{※1} 9,442.30m
特殊部^{※2} 17か所
- 工事場所 港区浜松町一丁目2番先から港区浜松町一丁目29番先まで（特別区道第159号線、第161号線及び第167号線）
- 概要 電線類地中化の一環として、電線共同溝整備工事^{※3}を実施します。

※1 管路部とは、電力や通信用のケーブルを収容するための管をいいます。

※2 特殊部とは、地中のケーブルの維持管理等に使用する箱状の設備をいいます。

※3 電線共同溝整備工事とは、管路部及び特殊部を道路下に埋設する工事をいいます。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 2億9,480万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和10年3月17日まで
- 契約の相手方 港区芝一丁目15番5号
リック株式会社

【現況写真】



【工事場所】



工事請負契約の承認について（港区芝園橋際公衆便所新築工事）

本案は、港区芝園橋際公衆便所新築工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 鉄筋コンクリート造一部木造
地上1階建て
延べ34.22㎡
- 工事場所 港区芝三丁目4番9号
- 概要 芝園橋際公衆便所を「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針に基づいた誰もが安心して気持ちよく利用できるトイレに再整備します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 2億9,469万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和9年9月30日まで
- 契約の相手方 港区西新橋一丁目4番14号
扶桑建設株式会社新橋支店

【現況写真】



【完成予定図】



議案第80号

【総務部契約管財課】

工事請負契約の承認について（南麻布三・四・五丁目道路整備工事（歩道改良等））

本案は、南麻布三・四・五丁目道路整備工事（歩道改良等）について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 工事区間長 325.94m
 歩道舗装面積 1,915㎡
 車道舗装面積 2,839㎡
- 工事場所 港区南麻布三丁目1番先から港区南麻布五丁目7番先まで（特別区道第1,040号線）
- 概 要 都市計画事業の一環として、歩道幅員の改良等を行う道路整備工事を実施します。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 2億4,090万円
- 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年12月15日まで
- 契約の相手方 港区西新橋三丁目11番1号
 建装工業株式会社土木リニューアル事業部

【現況写真】



【工事場所】



工事請負契約の承認について（旧港区南麻布三丁目保育室解体工事）

本案は、旧港区南麻布三丁目保育室解体工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模
 - ①建物解体工事
 - 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下2階地上3階建て
 - 延べ1,536.40㎡
 - ②アスベスト除去工事
- 工事場所 港区南麻布三丁目5番15号
- 概要 障害者グループホーム等の整備に先立ち、旧港区南麻布三丁目保育室の建物の解体工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 随意契約
- 契約金額 4億2,680万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和9年7月30日まで
- 契約の相手方 港区浜松町二丁目6番5号
合田・三和・セコムエンジ・相和技研異業種建設共同企業体

【現況写真】



【総務部契約管財課】

本案は、港区みなとリサイクル清掃事務所防水等改修工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事場所】

- [illegible]

○契約方法	制限を付した一般競争入札による契約
○契約金額	4億7, 245万円
○工 期	契約締結の日の翌日から令和10年1月31日まで
○契約の相手方	港区高輪三丁目19番23号 徳倉建設株式会社東京支店

A large, modern, curved building with a metallic, reflective facade, likely a school or university building, under a blue sky with clouds. The building features multiple levels with balconies and a prominent curved section. In the foreground, there are green trees and a paved area.

工事請負契約の変更について（港区立御田小学校新築工事）

本案は、港区立御田小学校新築工事について、契約金額を変更するものです。

【変更内容】

- 契約金額 94億5,007万8,000円
→ 99億7,824万6,300円
(5億2,816万8,300円増額します。)

【変更理由】

工事請負契約書約款のインフレスライド条項を適用するため

【契約の相手方】

中央区京橋一丁目6番11号
関東建設工業株式会社東京支店

- 当初契約を議決した議会
令和6年第2回定例会
- 契約変更を議決した議会
令和7年第2回定例会

【工事場所】



物品の購入について（港区立みなと芸術センター舞台照明機器等）

本案は、港区立みなと芸術センター舞台照明機器等を購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 港区立みなと芸術センターの開設に伴う舞台照明機器等の整備
- 購入品目 舞台照明機器 451台
- 及び数量 その他周辺機器等 一式
- 概要 令和9年11月に開設を予定しているみなと芸術センターの公演用として整備する舞台照明機器等を購入します。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 4億401万4,930円
- 購入の相手方 港区東新橋一丁目5番1号
パナソニックEWエンジニアリング株式会社東京本部

【購入予定物品】

舞台照明機器（例）
スポットライト



その他周辺機器等（例）
分散型調光器



本件物品の購入に、舞台照明機器等の設置に係る業務委託（金額1,285万4,270円）を含めた契約の締結を予定しています。

議案第85号

【麻布地区総合支所まちづくり課】

指定管理者の指定について（港区立狸穴公園等）

本案は、麻布地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立狸穴公園	港区麻布狸穴町63番地
港区立本村公園	港区南麻布三丁目4番9号
港区立有栖川宮記念公園	港区南麻布五丁目7番29号
港区立筈公園	港区西麻布三丁目12番1号
港区立三河台公園	港区六本木四丁目2番27号
港区立さくら坂公園	港区六本木六丁目16番46号
港区立六本木西公園	港区六本木七丁目17番8号
港区立網代公園	港区麻布十番二丁目15番1号
港区立新広尾公園	港区麻布十番四丁目5番1号
港区立飯倉公園	港区東麻布一丁目21番8号
港区立一の橋公園	港区東麻布三丁目9番1号
港区立南麻布一丁目児童遊園	港区南麻布一丁目7番29号
港区立南麻布新堀児童遊園	港区南麻布二丁目2番8号
港区立絶江児童遊園	港区南麻布二丁目9番22号
港区立古川橋児童遊園	港区南麻布二丁目15番11号
港区立広尾児童遊園	港区南麻布五丁目16番15号
港区立宮村児童遊園	港区元麻布二丁目6番2号
港区立筈児童遊園	港区西麻布二丁目1番2号
港区立西麻布二丁目児童遊園	港区西麻布二丁目18番9号
港区立六本木三丁目児童遊園	港区六本木三丁目15番25号
港区立飯倉雁木坂児童遊園	港区麻布台一丁目9番14号
港区立東麻布児童遊園	港区東麻布一丁目2番1号
港区立中ノ橋児童遊園	港区東麻布一丁目30番1号

○指定管理者 港区南麻布三丁目20番1号株式会社日比谷アメニス内
アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

(代表団体) 株式会社日比谷アメニス
(構成団体) 株式会社ケイミックス
(構成団体) 株式会社日比谷花壇

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

(代表団体) 株式会社日比谷アメニス
(構成団体) 株式会社ケイミックス
(構成団体) 株式会社日比谷花壇

【現況写真】

港区立狸穴公園



指定管理者の指定について（港区立円通寺坂公園等）

本案は、赤坂地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立円通寺坂公園	港区赤坂五丁目2番47号
港区立一ツ木公園	港区赤坂五丁目5番26号
港区立氷川公園	港区赤坂六丁目5番4号
港区立高橋是清翁記念公園	港区赤坂七丁目3番39号
港区立乃木公園	港区赤坂八丁目11番32号
港区立青葉公園	港区南青山一丁目4番4号
港区立青山公園	港区南青山二丁目21番12号
港区立一ツ木児童遊園	港区赤坂五丁目1番24号
港区立桑田記念児童遊園	港区赤坂九丁目3番21号
港区立南青山三丁目児童遊園	港区南青山三丁目7番29号
港区立南青山四丁目児童遊園	港区南青山四丁目9番7号
港区立南青山六丁目児童遊園	港区南青山六丁目13番24号
港区立北青山一丁目児童遊園	港区北青山一丁目6番6号

○指定管理者 港区元赤坂一丁目5番8号株式会社かたばみ内
かたばみ・山本・GSグループ

（代表団体） 株式会社かたばみ

（構成団体） 株式会社山本造園

（構成団体） グリーン産業株式会社

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

かたばみ・山本・GSグループ

（代表団体） 株式会社かたばみ

（構成団体） 株式会社山本造園

（構成団体） グリーン産業株式会社

【現況写真】

港区立円通寺坂公園



議案第87号

【芝浦港南地区総合支所まちづくり課】

指定管理者の指定について（港区立芝浦公園等）

本案は、芝浦港南地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立芝浦公園	港区芝浦一丁目16番25号
港区立プラタナス公園	港区芝浦四丁目20番56号
港区立埠頭公園	港区海岸三丁目14番34号
港区立東八ツ山公園	港区港南二丁目8番8号
港区立港南和楽公園	港区港南四丁目2番18号
港区立港南公園	港区港南四丁目5番1号
港区立港南緑水公園	港区港南四丁目7番47号
港区立お台場レインボー公園	港区台場一丁目3番1号
港区立芝浦中央公園	港区港南一丁目2番28号
港区立船路橋児童遊園	港区芝浦二丁目11番10号
港区立末広橋児童遊園	港区海岸二丁目1番27号

○指定管理者 港区芝大門一丁目3番15号株式会社アカネ内
アカネ・ハリマ・イビデングループ

（代表団体） 株式会社アカネ

（構成団体） 株式会社ハリマビステム

（構成団体） イビデングリーンテック株式会社

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

アカネ・ハリマ・イビデングループ

（代表団体） 株式会社アカネ

（構成団体） 株式会社ハリマビステム

（構成団体） イビデングリーンテック株式会社

【現況写真】

港区立芝浦公園



指定管理者の指定について（港区立大平台みなと荘）

本案は、大平台みなと荘の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立大平台みなと荘	神奈川県足柄下郡箱根町大平台 294 番地

○指定管理者 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下 359 番地
富士屋ホテル株式会社

○指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

【現在の指定管理者】

株式会社エムアンドエムサービス

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立産業振興センター）

本案は、産業振興センターの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立産業振興センター	港区芝五丁目 3 6 番 4 号

○指定管理者 港区西麻布二丁目 10 番 1 号特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会内

みなと・キャンパス・リログループ

（代表団体） 特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会

（構成団体） 株式会社キャンパスクリエイト

（構成団体） 株式会社リロクラブ

○指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

【現在の指定管理者】

みなと・キャンパス・リログループ

（代表団体） 特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会

（構成団体） 株式会社キャンパスクリエイト

（構成団体） 株式会社リロクラブ

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立三田いきいきプラザ等）

本案は、三田いきいきプラザ等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立三田いきいきプラザ	港区芝四丁目1番17号
港区立神明いきいきプラザ	港区浜松町一丁目6番7号
港区立虎ノ門いきいきプラザ	港区虎ノ門一丁目21番10号

○指定管理者 静岡県富士市五貫島175番地医療法人財団湖聖会内
湖聖会・ヘルスケアデザインネットワーク・東急コミュニティー共同
事業体

（代表団体） 医療法人財団湖聖会

（構成団体） 特定非営利活動法人ヘルスケア・デザイン・ネットワーク

（構成団体） 株式会社東急コミュニティー

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

湖聖会・ヘルスケアデザインネットワーク・東急コミュニティー共同事業体

（代表団体） 医療法人財団湖聖会

（構成団体） 特定非営利活動法人ヘルスケア・デザイン・ネットワーク

（構成団体） 株式会社東急コミュニティー

【現況写真】

港区立三田いきいきプラザ



指定管理者の指定について（港区立南麻布いきいきプラザ等）

本案は、南麻布いきいきプラザ等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立南麻布いきいきプラザ	港区南麻布一丁目5番26号
港区立ありすいきいきプラザ	港区南麻布四丁目6番7号
港区立麻布いきいきプラザ	港区元麻布三丁目9番6号
港区立西麻布いきいきプラザ	港区西麻布二丁目13番3号
港区立飯倉いきいきプラザ	港区東麻布二丁目16番11号

- 指定管理者 中央区新川一丁目21番2号セントラルスポーツ株式会社内
セントラルスポーツ・東急コミュニティー共同事業体
- （代表団体） セントラルスポーツ株式会社
- （構成団体） 株式会社東急コミュニティー

- 指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

- セントラルスポーツ・東急コミュニティー共同事業体
- （代表団体） セントラルスポーツ株式会社
- （構成団体） 株式会社東急コミュニティー

【現況写真】

港区立南麻布いきいきプラザ



港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター
及び港区立南麻布地域包括支援センターと
同一の建物に所在

指定管理者の指定について（港区立赤坂いきいきプラザ等）

本案は、赤坂いきいきプラザ等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立赤坂いきいきプラザ	港区赤坂六丁目4番8号
港区立青山いきいきプラザ	港区南青山二丁目16番5号
港区立青南いきいきプラザ	港区南青山四丁目10番1号

- 指定管理者 豊島区長崎五丁目1番23号株式会社ピーウォッシュ内
ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体
- （代表団体） 株式会社ピーウォッシュ
- （構成団体） 太平ビルサービス株式会社

- 指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

- ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体
- （代表団体） 株式会社ピーウォッシュ
- （構成団体） 太平ビルサービス株式会社

【現況写真】

港区立赤坂いきいきプラザ



指定管理者の指定について（港区立豊岡いきいきプラザ等）

本案は、豊岡いきいきプラザ等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立豊岡いきいきプラザ	港区三田五丁目7番7号
港区立高輪いきいきプラザ	港区高輪三丁目18番15号
港区立白金いきいきプラザ	港区白金三丁目10番12号
港区立神応いきいきプラザ	港区白金六丁目9番5号
港区立白金台いきいきプラザ	港区白金台四丁目8番5号

○指定管理者 豊島区長崎五丁目1番23号株式会社ピーウォッシュ内
ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体

（代表団体） 株式会社ピーウォッシュ

（構成団体） 太平ビルサービス株式会社

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

社会福祉法人奉優会

【現況写真】

港区立豊岡いきいきプラザ



議案第94号

【保健福祉支援部高齢者支援課】

指定管理者の指定について（港区立特別養護老人ホーム白金の森等）

本案は、特別養護老人ホーム白金の森等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立特別養護老人ホーム白金の森	港区白金台五丁目20番5号
港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森	
港区立地域包括支援センター白金の森	

○指定管理者 世田谷区駒沢一丁目4番15号真井ビル
社会福祉法人奉優会

○指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

【現在の指定管理者】

社会福祉法人奉優会

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立特別養護老人ホーム港南の郷等）

本案は、特別養護老人ホーム港南の郷等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立特別養護老人ホーム港南の郷	港区港南三丁目3番23号
港区立高齢者在宅サービスセンター港南の郷	
港区立地域包括支援センター港南の郷	
港区立ケアハウス港南の郷	

○指定管理者 港区三田一丁目4番17号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会

○指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

【現在の指定管理者】

社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂等）

本案は、特別養護老人ホームサン・サン赤坂等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂	港区赤坂六丁目6番14号
港区立高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂	

○指定管理者 東京都清瀬市中里五丁目91番2
社会福祉法人東京聖労院

○指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

【現在の指定管理者】

社会福祉法人東京聖労院

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター等）

本案は、南麻布高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター	港区南麻布一丁目5番26号
港区立南麻布地域包括支援センター	

○指定管理者 港区三田一丁目4番17号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会

○指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

【現在の指定管理者】

社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会

【現況写真】



港区立南麻布いきいきプラザと同一の建物に所在

指定管理者の指定について（港区立台場高齢者在宅サービスセンター）

本案は、台場高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立台場高齢者在宅サービスセンター	港区台場一丁目5番5号

○指定管理者 静岡県富士市五貫島175番地
医療法人財団湖聖会

○指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

【現在の指定管理者】

医療法人財団湖聖会

【現況写真】



本案は、北青山高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立北青山高齢者在宅サービスセンター	港区北青山一丁目 6 番 1 号
港区立北青山地域包括支援センター	

○指定管理者 東京都清瀬市中里五丁目 9 1 番 2
社会福祉法人東京聖労院

○指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 3 1 日まで

【現在の指定管理者】

社会福祉法人東京聖労院

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立神明保育園）

本案は、神明保育園の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立神明保育園	港区浜松町一丁目6番7号

○指定管理者 港区港南一丁目2番70号
株式会社日本保育サービス

○指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

【現在の指定管理者】

株式会社日本保育サービス

【現況写真】



港区立神明子ども中高生プラザと同一の建物に所在

指定管理者の指定について（港区立東麻布保育園）

本案は、東麻布保育園の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立東麻布保育園	港区東麻布二丁目1番1号

○指定管理者 豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

○指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

【現在の指定管理者】

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立赤坂子ども中高生プラザ等）

本案は、赤坂子ども中高生プラザ等の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立赤坂子ども中高生プラザ	港区赤坂六丁目6番14号
港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館	港区北青山三丁目4番1-201号

○指定管理者 東京都清瀬市中里五丁目91番2
社会福祉法人東京聖労院

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

社会福祉法人東京聖労院

【現況写真】

港区立赤坂子ども中高生プラザ



指定管理者の指定について（港区立高輪子ども中高生プラザ）

本案は、高輪子ども中高生プラザの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立高輪子ども中高生プラザ	港区高輪一丁目4番35号

○指定管理者 墨田区東駒形四丁目6番2号
一般財団法人本所賀川記念館

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

一般財団法人本所賀川記念館

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立神明子ども中高生プラザ）

本案は、神明子ども中高生プラザの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立神明子ども中高生プラザ	港区浜松町一丁目6番7号

○指定管理者 港区港南一丁目2番70号
株式会社日本保育サービス

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

株式会社日本保育サービス

【現況写真】



港区立神明保育園と同一の建物に所在

指定管理者の指定について（港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ）

本案は、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	港区芝浦四丁目20番1号

○指定管理者 新宿区西早稲田二丁目3番18号日本キリスト教会館6階
公益財団法人東京YMCA

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

公益財団法人東京YMCA

【現況写真】



港区立芝浦アイランドこども園と同一の建物に所在

指定管理者の指定について（港区立芝浦アイランドこども園）

本案は、芝浦アイランドこども園の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立芝浦アイランドこども園	港区芝浦四丁目20番1号

○指定管理者 新宿区西早稲田二丁目3番18号日本キリスト教会館6階
公益財団法人東京YMCA

○指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

【現在の指定管理者】

公益財団法人東京YMCA

【現況写真】



港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザと同一の建物に所在

指定管理者の指定について（港区立障害保健福祉センター分館）

本案は、障害保健福祉センター分館の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立障害保健福祉センター分館	港区芝四丁目18番7号

○指定管理者 世田谷区砧三丁目9番11号
社会福祉法人友愛十字会

○指定の期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

※令和9年4月1日に新たに設置する施設です。

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立公衆浴場ふれあいの湯）

本案は、公衆浴場ふれあいの湯の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立公衆浴場ふれあいの湯	港区芝二丁目2番18号

○指定管理者 港区南青山三丁目12番3号
 港区浴場組合

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

港区浴場組合

【現況写真】



指定管理者の指定について（港区立区民斎場やすらぎ会館）

本案は、区民斎場やすらぎ会館の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立区民斎場やすらぎ会館	港区南青山二丁目34番1号

○指定管理者 港区南青山二丁目18番2号
港区葬祭業組合

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

港区葬祭業組合

【現況写真】



(追加議案)
人事案件

○港区監査委員の選任の同意について

本案は、令和８年１０月９日で任期満了となる徳重寛之委員の後任者について、選任の同意を求めるものです。

令和8年度港区一般会計補正予算（第2号）概要

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
3 環境清掃費	9,517,483	19,772	9,537,255	都支出金 15,816	3,956	1 環境美化活動の推進に要する経費を計上 (1)スマートごみ箱設置事業 19,772 (19,772)
4 民生費	80,406,514	△ 244,469	80,162,045	国庫支出金 526 都支出金 57,329 その他 2,495 計 60,350	△ 304,819	1 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進に要する経費を計上 (1)国庫支出金等過年度分償還金 1,508 (1,508) 2 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実に要する経費を計上 (1)高齢者デジタルデバйд解消事業 5,500 (5,500) 3 誰もが安心して暮らせる地域づくりに要する経費を計上 (1)生活支援体制整備事業 4,920 (4,920) 4 心豊かで健康な生活への支援に要する経費の減 (1)赤坂地区いきいきプラザ（3館）管理運営 △307,506 (△191,417) (2)青山いきいきプラザ大規模改修 (△116,089) 5 保育施設における保育の質の向上に要する経費を計上 (1)私立認可保育所等保育サービス推進事業 3,650 (3,290) (2)認証保育所保育力強化事業 (360) 6 子育て支援サービスの充実に要する経費を計上 (1)産前産後家事・育児支援事業 47,459 (47,459)
6 産業経済費	4,445,350	1,019,082	5,464,432		1,019,082	1 魅力あふれる商店街の支援に要する経費を計上 (1)みなトクPAY運営支援 1,019,082 (1,019,082)
8 教育費	29,266,407	1,445,899	30,712,306		1,445,899	1 安全・安心で魅力ある教育環境の整備に要する経費を計上 (1)新入学期等応援祝金事業 1,445,899 (1,445,899)
歳出合計	215,694,298	2,240,284	217,934,582	76,166	2,164,118	

国庫支出金	526
都支出金	73,145
繰入金	2,495
計	76,166

繰越金 2,164,118

2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 産業経済費	1 商工費	みなトクPAY運営支援	334,630

3 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
(仮称) 港区水辺まちづくり推進計画策定	令和8年度～令和10年度	45,562

変更

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
赤坂いきいきプラザ改修	令和9年度～令和10年度	303,818	令和8年度～令和11年度	501,418
青山いきいきプラザ大規模改修	令和9年度	1,128,225	令和9年度～令和10年度	1,168,956

議案第73号

令和8年度港区介護保険会計補正予算（第2号）概要

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
4 基金積立金	34,237	788,521	822,758	国庫支出金 11 支払基金交付金 17,704 都支出金 429 その他 770,377	1 介護保険給付準備基金積立金 788,521
5 諸支出金	90,642	261,981	352,623	その他 261,981	1 国庫支出金等過年度分償還金 259,486 2 一般会計繰出金 2,009 3 重層的支援体制整備事業繰出金 486
歳出合計	20,286,079	1,050,502	21,336,581	1,050,502	

国庫支出金	11
支払基金交付金	17,704
都支出金	429
繰入金	486
繰越金	1,031,872
計	1,050,502

補正予算補足資料

1 議案第72号 令和8年度港区一般会計補正予算（第2号）

（1）補正額の説明

ア 増額補正事業（9事業）

2,547,790 千円

（単位：千円）

款	事業名	補正前の額	補正額	計
環境 清掃 費	スマートごみ箱設置事業	0	19,772	19,772
	ごみの蓄積状況を逐次把握し、ごみの散乱防止及び環境美化を図るとともに、回収業務の効率化を推進するため、区内3か所（大門通り、東麻布児童遊園、品川駅港南口）にスマートごみ箱を設置します。 【特定財源】都支出金（地域の生活と調和した観光推進費） 15,816千円			
民生 費	国庫支出金等過年度分償還金	0	1,508	1,508
	介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う過年度分償還金を計上します。 【特定財源】繰入金（介護保険会計繰入金） 1,508千円			
	高齢者デジタルデバйд解消事業	56,903	5,500	62,403
	スマートフォンを所有していない等の高齢者への購入費用助成の実績が当初の見込みを上回るため、助成に要する経費を追加します。 【特定財源】都支出金（高齢者のスマートフォン活用支援費） 5,500千円			
	生活支援体制整備事業	40,428	4,920	45,348
	高齢者の食を通じた地域での支え合い活動を推進するため、シニア食堂開設時の物品購入等に要する経費を新たに補助するとともに、シニア食堂での会食事業開催に係る補助の実績が当初の見込みを上回るため、補助に要する経費を追加します。 【特定財源】都支出金（T O K Y O 長寿ふれあい食堂推進費） 2,810千円 繰入金（介護保険会計繰入金） 486千円			
	私立認可保育所等保育サービス推進事業	191,837	3,290	195,127
	子どもに更なる質の高い保育サービスを提供するため、私立認可保育所等に対する保育サービス推進事業補助金について、アレルギー食品の全体除去の実施に係る加算項目を追加します。 【特定財源】都支出金（保育サービス推進費） 3,250千円			

(単位：千円)

款	事業名	補正前の額	補正額	計
民生費	認証保育所保育力強化事業	40,022	360	40,382
	子どもに更なる質の高い保育サービスを提供するため、認証保育所に対する保育力強化事業補助金について、アレルギー食品の全体除去の実施に係る加算項目を追加します。 【特定財源】都支出金（保育力強化費） 360千円			
	産前産後家事・育児支援事業	353,824	47,459	401,283
	産前産後家事・育児支援サービスの利用が当初の見込みを上回るため、サービスの提供に要する経費を追加します。 【特定財源】国庫支出金（母子保健衛生費） 526千円 都支出金（とうきょうママパパ応援事業費） 44,413千円 都支出金（子ども家庭支援費） 996千円			
産業経済費	みなトクP A Y運営支援	776,577	1,019,082	1,795,659
	物価高騰が続く中、区民生活を下支えするとともに、商店街振興を通じて地域経済を活性化させるため、総額13億5,000万円のみなトクP A Yプレミアム商品券（令和9年3月発行分）の発行とポイント還元キャンペーン（令和9年2月実施分）の拡充等を支援します。			
教育費	新入学期等応援祝金事業	0	1,445,899	1,445,899
	義務教育期間の節目を迎える全ての児童・生徒の新たな門出を祝い、応援するため、小学校新1年生、中学校新1年生、中学校3年生（卒業期）の学齢の区民を対象に、応援祝金（各10万円）を支給します。			

イ 減額補正事業（2事業）

△ 307,506 千円

(単位：千円)

款	事業名	補正前の額	補正額	計
民生費	赤坂地区いきいきプラザ（3館）管理運営	387,081	△ 191,417	195,664
	赤坂いきいきプラザ中規模改修工事の入札不調に伴う工期変更による減			
	青山いきいきプラザ大規模改修	860,276	△ 116,089	744,187
	青山いきいきプラザ大規模改修工事の入札不調に伴う工期変更による減			

(2) 繰越明許費の説明

(単位：千円)

款	事業名	金額
産業 経済 費	みなトクPAY運営支援	334,630
	みなトクPAYプレミアム商品券発行支援に係る補助金の支出が令和9年度に及ぶため、その経費と財源を繰り越します。	

(3) 債務負担行為補正の説明

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
(仮称)港区水辺まちづくり推進計画策定	令和8年度～令和10年度	45,562
(仮称)港区水辺まちづくり推進計画の策定が令和10年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		

(変更)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
赤坂いきいきプラザ改修	令和8年度～令和11年度	501,418
赤坂いきいきプラザ中規模改修工事について、入札不調に伴い工期が変更となるため、期間及び限度額を変更します。		
青山いきいきプラザ大規模改修	令和9年度～令和10年度	1,168,956
青山いきいきプラザ大規模改修工事について、入札不調に伴い工期が変更となるため、期間及び限度額を変更します。		

2 議案第73号 令和8年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

（1）補正額の説明

（単位：千円）

款	事業名	補正前の額	補正額	計
基金積立金	介護保険給付準備基金積立金	0	788,521	788,521
	令和7年度介護保険会計決算の歳入歳出差引額（繰越金）から、国庫支出金等過年度分償還金、介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度分償還に係る一般会計繰出金及び令和8年度当初予算に計上された繰越金を差し引いた額並びに地域支援事業交付金及び支払基金交付金過年度分追加交付額を、介護保険給付準備基金に積み立てます。 令和7年度歳入歳出差引額 1,039,604千円（A） 国庫支出金等過年度分償還金 259,486千円（B） 一般会計繰出金（介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度分償還） 2,009千円（C） 繰越金当初予算額 7,734千円（D） 国庫支出金等過年度分追加交付額 18,144千円（E） 端数調整 2千円（F） 介護保険給付準備基金積立金 計 788,521千円（A-B-C-D+E+F）			
諸支出金	国庫支出金等過年度分償還金	1	259,486	259,487
	国庫支出金及び都支出金の精算に伴う過年度分償還金を計上します。 国庫支出金返還金 257,916千円（A） 都支出金返還金 1,571千円（B） 国庫支出金等過年度分償還金当初予算額 1千円（C） 国庫支出金等過年度分償還金 計 259,486千円（A+B-C）			
	一般会計繰出金	1	2,009	2,010
	令和7年度に交付された国庫支出金及び都支出金（介護保険低所得者保険料軽減負担金）について、精算額を一般会計を通じて返還する必要があるため、介護保険会計から一般会計へ繰り出します。			
	重層的支援体制整備事業繰出金	82,908	486	83,394
	シニア食堂での会食事業の開催等に要する経費の補助について、生活支援体制整備事業が重層的支援体制整備事業に該当するため、介護保険会計から一般会計へ繰り出します。			